

伊 勢 市 公 報

第 225 号
平成 27 年 3 月 20 日
金 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市奨学金支給条例施行規則の一部を改正する規則	2
○ 伊勢市ふるさと未来づくり条例施行規則	7
告 示	
○ 道路の供用開始について	28
○ 伊勢市宮宇治駐車場の使用料の収納の事務の私人への委託について	29
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	30
選挙管理委員会告示	
○ 永久選挙人名簿関係	
・ 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数、6 分の 1 の数及び 3 分の 1 の数について	31
○ 三重県知事選挙関係	
・ 投票記載所の氏名等の掲示の順序のくじを行う場所及び日時について	32
・ 開票立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時について	33
・ 選挙人名簿に登録された者の氏名等を記載した書面を縦覧する場所について	34
・ 郵便をもって投票用紙等を発送する日を定めることについて	35
・ 不在者投票用紙等の交付場所について	36
○ 三重県議会議員選挙関係	
・ 投票記載所の氏名等の掲示の順序のくじを行う場所及び日時について	37
・ 開票立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時について	38
・ 選挙人名簿に登録された者の氏名等を記載した書面を縦覧する場所について	39
・ 郵便をもって投票用紙等を発送する日を定めることについて	40
・ 不在者投票用紙等の交付場所について	41
病院告示	
○ 伊勢市病院事業に係る公金の徴収又は収納の事務の私人への委託について	42
公 告	
○ 農用地利用集積計画について	43
○ 犬の抑留について	44
○ 第 2 期伊勢市環境基本計画の公表について	45
○ 伊勢市農業振興地域整備計画の変更について	46
○ 特定公共賃貸住宅の入居者の募集について	47
○ 公示送達	50
公 表	
○ 平成 26 年度定期監査等結果に対する措置状況について	51

伊勢市奨学金支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 3 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 5 号

伊勢市奨学金支給条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市奨学金支給条例施行規則（平成17年伊勢市規則第149号）の一部を次のように改正する。

第11条第 1 項に次の 1 号を加える。

- (6) 保証人（本市に在住する者に限る。以下同じ。）と連名の誓約書（様式第 3 号）

第11条第 3 項中「願書」を「申請書」に改める。

第13条第 1 項中「規定による提出された」を削る。

第15条第 1 項中「様式第 3 号」を「様式第 4 号」に改め、同条第 2 項を削る。

様式第 3 号及び様式第 4 号を次のように改める。

誓約書

私は、伊勢市奨学金支給条例による奨学生として選考されましたら、同条例及び伊勢市奨学金支給条例施行規則を誠実に遵守し、学業に励み、身体を健康を維持し、善良な生徒・学生として行動することを保証人と連署をもって誓約します。

年 月 日

本人 住所
氏名 ⑩

保証人 住所
氏名 ⑩

（宛先）伊勢市教育委員会

様式第4号（第15条関係）

奨学生選定通知書

第 号
年 月 日

様

伊勢市教育委員会 印

年度奨学生として選定し、次のとおり奨学金を支給することを決定しましたので、通知します。

選 定 番 号						
奨 学 生	在 籍 校		学 部 (科)		学 年	
	住 所					
	氏 名					
奨 学 金 の 額	月 額 円					
奨 学 金 の 支 給 期 間	年 月 から 年 月 まで (月 間)					

備考 照会その他連絡の際は、選定番号を明記し、又は申し出てください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市ふるさと未来づくり条例施行規則をここに公布する。

平成 27 年 3 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第6号

伊勢市ふるさと未来づくり条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市ふるさと未来づくり条例（平成26年伊勢市条例第38号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認定の申請)

第2条 条例第7条第2項の規定による申請は、まちづくり協議会認定申請書（様式第1号）を市長に提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 規約
- (2) 役員名簿
- (3) 直近において作成された事業計画書
- (4) 直近において作成された収支予算書
- (5) 直近において作成された収支決算書

(認定の公示及び通知)

第3条 条例第7条第4項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 代表者の氏名
- (2) 規約に定める目的

2 条例第7条第4項の規定による通知は、まちづくり協議会認定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(変更の届出)

第4条 条例第9条第1項の規定による変更の届出は、まちづくり協議会届出事項変更届（様式第3号）を市長に提出して行うものとする。

2 条例第9条第1項第5号に規定する規則で定める事項は、役員（代表

者を除く。)の氏名とする。

(地区まちづくり計画の策定等の報告)

第5条 条例第10条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)

の規定による報告は、地区まちづくり計画策定(変更・廃止)報告書(様式第4号)を市長に提出して行うものとする。

(資金の交付の対象及び額)

第6条 条例第15条第2項に規定するふるさと未来づくり資金(以下「資金」という。)の交付の対象となる経費及び資金の額は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する活動に要する経費は、資金の交付の対象となる経費から除くものとする。

(1) 法令又は公序良俗に反する活動

(2) 活動の効果が特定の個人のみを帰属することを目的とする活動

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が交付することが適当でないと認める活動

(資金の交付申請)

第7条 まちづくり協議会は、資金の交付を受けようとするときは、ふるさと未来づくり資金交付申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 事務所を賃借している場合にあっては、当該事務所の賃貸借契約書の写し

(資金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、資金を交付すべきものと認めるときは、資金の交付の決定をする

ものとする。

- 2 市長は、資金の交付の決定をしたときは、その決定の内容をふるさと未来づくり資金交付決定通知書（様式第6号）により当該まちづくり協議会に通知するものとする。

（資金の交付）

第9条 資金の交付は、前条の規定による交付決定後速やかに、当該交付決定を受けたまちづくり協議会の請求に基づき、その合計額について一括して行うものとする。

- 2 前項の規定による請求は、ふるさと未来づくり資金交付請求書（様式第7号）により行うものとする。

（実績報告）

第10条 まちづくり協議会は、資金の交付の決定に係る市の会計年度が終了したときは、市長が別に定める期日までにふるさと未来づくり資金事業実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 当該年度の事業報告書
- (2) 当該年度の収支決算書

（資金の額の確定）

第11条 市長は、前条の報告書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査の上、資金の額を確定し、その旨をふるさと未来づくり資金交付確定通知書（様式第9号）により当該まちづくり協議会に通知するものとする。

- 2 まちづくり協議会が別表備考4の規定に基づき同表に掲げる事務運営費の一部を同表に掲げる活動事業費（次条及び第13条において「活動事業費」という。）の交付の対象となる経費の支弁のため使用したときは、市長は、資金の交付の決定の時における資金の項目ごとの交付

決定額（当該交付決定額に関し伊勢市補助金等交付規則（平成17年伊勢市規則第40号）第6条又は第7条の規定による変更の決定があった場合には、当該変更の決定後の額）にかかわらず、その使用額による増減後の額を資金の項目ごとの交付決定額とみなして交付すべき資金の額を確定することができる。

（活動事業基金）

第12条 まちづくり協議会は、翌年度以後において実施する特定の事業に要する経費の支弁の財源をあらかじめ複数年度にわたり確保しておくことが当該事業の安定的かつ効率的な実施に必要不可欠であると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて、活動事業基金を設けることができる。

2 活動事業基金の積立ての財源は、活動事業費の一部をもって充てるものとする。

第13条 まちづくり協議会は、前条第1項の承認を受けようとするときは、活動事業基金の積立て、管理及び処分に関する計画を定めて、活動事業基金積立計画承認申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、基金の造成の可否を決定し、その旨を活動事業基金積立計画承認（不承認）通知書（様式第11号）により当該まちづくり協議会に通知するものとする。

3 市長は、前条第1項の承認の決定をするときは、次に掲げる事項について条件を付するものとする。

(1) 活動事業基金に係る経理については、一般の経理と明確に区分して整理すること。

(2) 活動事業基金を廃止し、又は前条第1項の承認を受けた計画を変更

しようするときは、市長の承認を受けること。

- (3) 活動事業基金を廃止するまでの間、毎年度、活動事業基金の管理状況を市長に報告すること。
- (4) 活動事業基金は、その目的である事業以外の目的に使用しないこと。
- (5) 活動事業基金は、金融機関への預金その他最も確実な方法により管理すること。

4 市長は、活動事業基金の額がその目的である事業の実施状況その他の事情に照らして過大であると認めた場合又はまちづくり協議会が活動事業基金の目的である事業の完成の不能により活動事業基金を廃止した場合は、交付した活動事業費の全部又は一部に相当する金額を市に納付すべきことを命ずることができる。

(補助金等交付規則の適用)

第14条 第6条から前条までに定めるもののほか、資金の交付に関する手続その他必要な事項は、伊勢市補助金等交付規則の定めるところによる。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
(平成27年度及び平成28年度における資金の額の特例)
- 2 平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間における別表の規定の適用については、同表事務運営費の項中「180万円」とあるのは「240万円」と、「240万円」とあるのは「300万円」とする。

別表 (第6条、第11条関係)

項目	交付の対象と	資金の額	摘要
----	--------	------	----

	なる経費等		
事務運営費	まちづくり協議会の運営に要する経費	180万円（事務所を賃借している場合にあつては、240万円）を上限とする。	人件費、会議費、賃借料、通信運搬費、光熱水費、備品購入費等
活動事業費	地区まちづくり計画に基づく事業に要する経費で市長が適当と認めるもの	<p>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。</p> <p>(1) 基本額 まちづくり協議会が実施する事業に要する経費（事務運営費及び広報紙配布等協力金に係るものを除く。）の全額とする。ただし、100万円（まちづくり協議会の対象とする地域（条例第6条第1項に規定する地域をいう。以下同じ。）が2以上の小学校区にわたるものである場合で、他の協議会との権衡を考慮して市長が必要と認めるときは、100万円にその地域における小学校区の数に基づいて市長が定める数を乗</p>	

		<p>じて得た額) を上限とする。</p> <p>(2) 世帯割額 次のア及びイに掲げる額の合計額とする。</p> <p>ア 350円に世帯数を乗じて得た額に5万円を加えて得た額</p> <p>イ 95円に世帯数を乗じて得た額(この額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。)に3万円を加えた額</p>	
<p>広報紙 配布等 協力金</p>	<p>市の広報紙の 配布協力金</p>	<p>1,800円に世帯数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる世帯数の区分に応じ、当該各号に定める額を加えた額とする。</p> <p>(1) 1,700世帯以上 20万円</p> <p>(2) 1,500世帯～1,699世帯 18万円</p> <p>(3) 1,300世帯～1,499世帯 16万円</p> <p>(4) 1,100世帯～1,299世帯 14万円</p> <p>(5) 900世帯～1099世帯 12万円</p>	

	(6) 700世帯～899世帯 10万円	
	(7) 500世帯～699世帯 8万円	
	(8) 300世帯～499世帯 6万円	
	(9) 100世帯～299世帯 4万円	
	(10) 100世帯未満 2万円	
市が実施する 廃棄物の減量 等に関する啓 発事業等に係 る協力金	6,000円に世帯数を150で除して 得た数（その数に1未満の端 数があるときは、これを1とす る。）を乗じて得た額とする。	

備考

- 1 活動事業費の世帯割額及び広報紙配布等協力金の額の算定は、構成員である自治会ごとの額を合計して行うものとする。
- 2 世帯数は、前年度の9月30日における市長の定めるところにより算定した広報紙の配布世帯数とする。
- 3 まちづくり協議会が自治会その他の構成員に対して当該構成員の活動に要する経費の全部又は一部に充てるため助成金（これに類するものを含む。以下同じ。）を交付する場合においては、その財源は活動事業費をもって充てるものとし、各年度における助成金の総額は世帯割額の額を上限とする。
- 4 まちづくり協議会は、予算の実施上必要かつ適当であるときは、この表の規定による区分にかかわらず、事務運営費の一部を活動

事業費の交付の対象となる経費の支弁のため使用することができる。この場合において、その使用額は、予算の実施上必要最小限のものでなければならない。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

（宛先）伊勢市長

協議会名

代表者氏名

㊟

まちづくり協議会認定申請書

まちづくり協議会として認定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

添付書類

- (1) 規約
- (2) 役員名簿
- (3) 直近において作成された事業計画書
- (4) 直近において作成された収支予算書
- (5) 直近において作成された収支決算書

様式第2号（第3条関係）

第 号
年 月 日

協議会名

代表者氏名

伊勢市長



まちづくり協議会認定通知書

伊勢市ふるさと未来づくり条例第7条第3項の規定により、貴団体をまちづくり協議会と認定したので、同条第4項の規定により通知します。

認定年月日

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

（宛先）伊勢市長

協議会名

代表者氏名

㊟

まちづくり協議会届出事項変更届

伊勢市ふるさと未来づくり条例第9条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

項 目	変 更 前	変 更 後
名 称		
事務所の所在地		
代表者の氏名		
規 約		
役 員 の 氏 名		

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

（宛先）伊勢市長

協議会名

代表者氏名

㊟

地区まちづくり計画策定（変更・廃止）報告書

地区まちづくり計画を策定（変更・廃止）したので、伊勢市ふるさと未来づくり条例第10条第3項（第10条第4項において準用する同条第3項）の規定により、次のとおり報告します。

1 地区まちづくり計画 別添のとおり

2 策定（変更・廃止）年月日 年 月 日

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）伊勢市長

協議会名

代表者氏名



ふるさと未来づくり資金交付申請書

年度ふるさと未来づくり資金について、次のとおり交付されるよう伊勢市ふるさと未来づくり条例施行規則第7条の規定により関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 円
（内訳）

事務運営費	円
活動事業費（基本額）	円
活動事業費（世帯割額）	円
市の広報紙の配布協力金	円
市が実施する廃棄物の減量等に関する啓発事業等に係る協力金	円
活動事業の内容等	
備考	

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 事務所を賃借している場合は、賃貸借契約書の写し

様式第6号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

伊勢市長 印

ふるさと未来づくり資金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったふるさと未来づくり資金について、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1 交付決定額 円

（内訳）

事務運営費	円
活動事業費（基本額）	円
活動事業費（世帯割額）	円
市の広報紙の配布協力金	円
市が実施する廃棄物の減量等に関する啓発事業等に係る協力金	円

2 交付の条件

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

（宛先）伊勢市長

協議会名

代表者氏名

㊟

ふるさと未来づくり資金交付請求書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた
年度ふるさと未来づくり資金について、次のとおり請求します。

1 交付決定額 円

2 請求額 円

3 振込先

金融機関名	
預金種別	
口座番号	
（ふりがな） 口座名義人	

年 月 日

（宛先）伊勢市長

協議会名

代表者氏名

㊟

ふるさと未来づくり資金事業実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた
 年度ふるさと未来づくり資金の事業の実績を、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 交付決定額 円

（内訳）

事務運営費	円
活動事業費	円
広報配布等協力金	円

2 事業の実績

事務運営費	
活動事業費、地区まちづくり計画に基づく事業内容等（事業名、事業内容、進捗状況等）	
広報配布等協力金	

3 添付資料

- (1) 当該年度の事業報告書
- (2) 当該年度の収支決算書

様式第9号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

伊勢市長 印

ふるさと未来づくり資金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号により交付決定した 年
度ふるさと未来づくり資金は、次のとおり交付することに確定したので通
知します。

記

交付確定額 円

年 月 日

（宛先）伊勢市長

協議会名

代表者氏名



活動事業基金積立計画承認申請書

年度において実施を予定している事業に要する経費に充てるため、活動事業費の一部を基金として積み立てたいので、次のとおり申請します。

事業名	
目的	
事業内容	
実施予定年度	
事業予定額	円
基金積立予定額	円
基金積立計画	(年度) 円
	(年度) 円
	(年度) 円
	(年度) 円
	(年度) 円
基金処分予定年度	
備考	

第 号
年 月 日

様

伊勢市長 印

活動事業基金積立計画承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった活動事業基金の積立計画について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 次のとおり承認します。

(1) 積立承認額 円

(2) 条 件

ア 活動事業基金に係る経理については、一般の経理と明確に区分して整理すること。

イ 活動事業基金を廃止し、又は活動事業基金積立計画を変更しようするときは、市長の承認を受けること。

ウ 活動事業基金を廃止するまでの間、毎年度、活動事業基金の管理状況を市長に報告すること。

エ 活動事業基金は、活動事業基金積立計画に定めた事業以外の目的に使用しないこと。

オ 活動事業基金は、金融機関への預金その他最も確実な方法により管理すること。

2 次の理由により承認できません。

伊勢市告示第 16 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 27 年 3 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
御菌 2 号線	御菌町長屋字万條 105 番 3 地先から 御菌町長屋字万條 398 番 2 地先まで	平成 27 年 3 月 2 日

伊勢市告示第 17 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、伊勢市宮宇治駐車場の使用料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 27 年 3 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納の事務の委託を受けた者

伊勢市御薊町長屋 1963 番地
株式会社 エボリューション
代表取締役社長 山崎 元

2 委託期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 18 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、森区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 27 年 3 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 大 仲 幸 秀

伊勢市西豊浜町 1889 番地

変更後 広 垣 憲 一

伊勢市西豊浜町 5483 番地

伊勢市選挙管理委員会告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

平成27年3月2日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一

記

- 1 地方自治法第74条第1項及び同法第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

2,149 人

- 2 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び同法第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数

17,904 人

- 3 地方自治法第76条第1項、同法第80条第1項、同法第81条第1項及び同法第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

35,808 人

(参考) 永久選挙人名簿登録者総数 107,424 人

伊勢市選挙管理委員会告示第8号

平成27年4月12日執行予定の三重県知事選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定により投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるためのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めましたので、公職選挙事務執行規程（平成7年三重県選管告示第5号）第85条の規定により告示します。

平成27年3月2日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西宮 晴一

記

- | | | | |
|---|---------|---------------------------|------|
| 1 | くじを行う日時 | 平成27年3月26日（木） | 午後6時 |
| 2 | くじを行う場所 | 伊勢市役所東庁舎4階
伊勢市選挙管理委員会室 | |

伊勢市選挙管理委員会告示第9号

平成27年4月12日執行予定の三重県知事選挙における伊勢市開票区の開票立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時を次のように定めましたので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第62条第6項の規定により告示します。

平成27年3月2日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一

記

- | | |
|-------|--|
| 1 場 所 | 伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市役所東庁舎4階
伊勢市選挙管理委員会室 |
| 2 日 時 | 平成27年4月9日(木) 午後6時 |

伊勢市選挙管理委員会告示第 10 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 23 条第 2 項の規定に基づき、平成 27 年 3 月 25 日に選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり関係人に縦覧に供するので告示します。

平成 27 年 3 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一

記

- 1 縦覧の日時 3 月 26 日 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

- 2 縦覧の場所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市役所東庁舎 4 階
伊勢市選挙管理委員会室

伊勢市選挙管理委員会告示第 11 号

公職選挙法施行令第 53 条第 1 項及び第 59 条の 4 第 3 項の規定による不在者投票の
投票用紙等を選挙期日の告示の前日に請求を受けた場合にあつて、郵便をもって発送
する時は、選挙期日の告示の日の前々日からと定めます。

平成 27 年 3 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一

伊勢市選挙管理委員会告示第 12 号

平成 27 年 4 月 12 日執行予定の三重県知事選挙における不在者投票用紙等の交付場所を、下記のとおり定めます。

平成 27 年 3 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 西 宮 晴 一

記

- | | | |
|---|---------------------|-------------------------|
| 1 | 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号 | 伊勢市役所東庁舎 4 階伊勢市選挙管理委員会室 |
| 2 | 伊勢市二見町江 420 番地 1 | 二見総合支所 |
| 3 | 伊勢市小俣町元町 540 番地 | 小俣公民館 |
| 4 | 伊勢市御菌町長屋 1221 番地 | 御菌公民館 |

伊勢市選挙管理委員会告示第 13 号

平成 27 年 4 月 12 日執行予定の三重県議会議員選挙において、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 175 条第 3 項の規定により投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるためのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めましたので、公職選挙事務執行規程（平成 7 年三重県選管告示第 5 号）第 85 条の規定により告示します。

平成 27 年 3 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一

記

- | | | | |
|---|---------|-----------------------------|--------|
| 1 | くじを行う日時 | 平成 27 年 4 月 3 日（金） | 午後 6 時 |
| 2 | くじを行う場所 | 伊勢市役所東庁舎 4 階
伊勢市選挙管理委員会室 | |

伊勢市選挙管理委員会告示第 14 号

平成 27 年 4 月 12 日執行予定の三重県議会議員選挙における伊勢市開票区の開票立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時を次のように定めましたので、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 62 条第 6 項の規定により告示します。

平成 27 年 3 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一

記

- | | |
|-------|--|
| 1 場 所 | 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市役所東庁舎 4 階
伊勢市選挙管理委員会室 |
| 2 日 時 | 平成 27 年 4 月 9 日（木） 午後 6 時 |

伊勢市選挙管理委員会告示第 15 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 23 条第 2 項の規定に基づき、平成 27 年 4 月 2 日に選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり関係人に縦覧に供するので告示します。

平成 27 年 3 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一

記

- 1 縦覧の日時 4 月 3 日 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

- 2 縦覧の場所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市役所東庁舎 4 階
伊勢市選挙管理委員会室

伊勢市選挙管理委員会告示第 16 号

公職選挙法施行令第 53 条第 1 項及び第 59 条の 4 第 3 項の規定による不在者投票の
投票用紙等を選挙期日の告示の前日に請求を受けた場合にあつて、郵便をもって発送
する時は、選挙期日の告示の日の前々日からと定めます。

平成 27 年 3 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一

伊勢市選挙管理委員会告示第 17 号

平成 27 年 4 月 12 日執行予定の三重県議会議員選挙における不在者投票用紙等の交付場所を、下記のとおり定めます。

平成 27 年 3 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一

記

- | | | |
|---|---------------------|-------------------------|
| 1 | 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号 | 伊勢市役所東庁舎 4 階伊勢市選挙管理委員会室 |
| 2 | 伊勢市二見町江 420 番地 1 | 二見総合支所 |
| 3 | 伊勢市小俣町元町 540 番地 | 小俣公民館 |
| 4 | 伊勢市御菌町長屋 1221 番地 | 御菌公民館 |

伊勢市病院事業告示第 1 号

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 33 条の 2 の規定に基づき、伊勢市病院事業に係る公金の徴収又は収納に関する事務の一部を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和 27 年政令第 403 号)第 26 条の 4 第 1 項の規定により告示します。

平成 27 年 3 月 9 日

伊勢市病院事業管理者 藤本 昌雄

1 事務を委託した者

三重県津市栄町 2 丁目 466 番地

楠井法律事務所

2 委託した事務

伊勢市病院事業の診療費等に係る未収金徴収又は収納の事務

3 委託期間

平成 27 年 2 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

伊勢市公告第 17 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 27 年 3 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 18 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 27 年 3 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	村松町	洋犬	薄茶	雄	中	91 日 以上	

2 抑留した日 平成 27 年 3 月 1 日

3 抑留期限 平成 27 年 3 月 6 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 19 号

第 2 期伊勢市環境基本計画を策定しましたので、伊勢市環境基本条例(平成 17 年伊勢市条例第 134 号) 第 8 条第 5 項の規定により、次のとおり公表します。

平成 27 年 3 月 6 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市環境生活部環境課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 20 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項の規定により、伊勢市農業振興地域整備計画を次のとおり変更しましたので公告します。

なお、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 4 項において準用する同法第 11 条第 2 項の規定による意見書の提出はありませんでした。

「次」は省略し、伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

平成 27 年 3 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市公告第 21 号

伊勢市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 164 号) 第 4 条の規定により、入居者の募集を次のとおり行います。

平成 27 年 3 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 申込期間

平成 27 年 4 月 1 日(水曜日)から平成 28 年 3 月 31 日(木曜日)まで(土曜日、日曜日、祝日、12 月 29 日、12 月 30 日及び 12 月 31 日を除く。)とし、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで(月曜日は、午前 8 時 30 分から午後 7 時まで)とします。

月末時点で申込者数が募集戸数に達した場合又は選考の結果、入居者数が募集戸数に達した場合は申込受付を終了します。

2 申込場所

F E 住宅管理共同企業体(伊勢市営住宅等管理事務所)

伊勢市吹上 2 丁目 8 番 23 号

3 募集住宅及び戸数

団地名	所在地	構造 ※1	階数	部屋数	戸数	単身	家賃
旭団地	旭町 49 番地 1	R C 3 階建	1 階	3 D K	1	×	63,000 円
			2 階	3 D K	1	×	63,000 円
			3 階	3 D K	2	×	63,000 円

※1 R C : 鉄筋コンクリート造

4 申込資格

- (1) 自らが居住するため住宅を必要とする者
- (2) 現在同居している、又は同居しようとする親族（内縁関係者及び婚約者を含む。）がいること。
 - ※ 親族・・・6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族
 - ※ 内縁関係者・・・住民票に「未届の夫」又は「未届の妻」の記載がある者
 - ※ 婚約者・・・契約日までに、入籍ができる者
- (3) 入居する全員が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に該当する者）でないこと。
- (4) 市区町村税を完納していること。
- (5) 収入基準（月額）が158,000円以上487,000円以下であること。
 - ※ 収入基準（月額）・・・入居者全員の所得金額から定められた額を控除した後、12箇月で除した額

5 申込方法

F E住宅管理共同企業体で配付される市営住宅入居申込用紙に必要事項を記入し、世帯全員の住民票、所得証明書及び税の完納証明書等の必要書類を添付の上、持参してください。

6 入居者の選考方法

当該月の申込受付が終了した時点で、申込者数が募集戸数を上回った場合は、抽選により入居者を決定します。

また、抽選会場及び日時については、その都度連絡します。

7 入居時期

入居決定のあった日の翌月1日から

8 問い合わせ先

F E住宅管理共同企業体（伊勢市営住宅等管理事務所）

電話 0596-63-8379

伊勢市都市整備部建築住宅課

電話 0596-21-5596

伊勢市公告第 22 号

公 示 送 達

次の者の平成 26 年度市民税・県民税納税通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部課税課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 27 年 3 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省略	省略

伊勢市監査委員公表第1号

平成26年度定期監査等結果（前期）（指摘事項）に対する措置状況を、地方自治法第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成27年3月11日

伊勢市監査委員	畑	芳嗣
伊勢市監査委員	浦野	卓久
伊勢市監査委員	佐之井	久紀

定期監査等結果（前期）に対する措置状況

定期監査

【総務部】

所管課等	監査結果（前期）（指摘事項）	措 置 状 況
管財契約課	（１）各部局における契約事務において、シルバー人材センターへの特命随意契約が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用しているのは不適切である。これは平成16年11月10日付けの地方自治法施行令の改正に対応した規則の整備がなされていないことが原因と考えられるため、早急に規則を整備し適正な処理ができる体制を整えられたい。	「措置済み」 伊勢市契約規則を改正し（平成27年4月1日施行）、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約をしようとする時の手続を定め、各所属長あて通知しました。
収税課	（１）課長の復命書が課長決裁として処理されているものが見受けられるため、事務決裁規程に基づき、適正な事務処理をされたい。 （２）滞納整理のための県外出張の復命書が作成されていないため、職員服務規程に基づき適正な事務処理をされたい。	「措置済み」 課長の復命書については、部長決裁として是正しました。今後、事務決裁規程に基づき適正な事務処理に努めていきます。 「措置済み」 滞納整理のための県外出張については、出張後差押調書や配当計算、又は調査回答の資料等で報告のみを行っておりましたが、今後は復命書を作成し、職員服務規程に基づき適正な事務処理に努めていきます。

【情報戦略局】

所管課等	監査結果（前期）（指摘事項）	措 置 状 況
秘書課	（１）時間外勤務については、25年度末に臨時職員が退職し、嘱託職員の雇用が5月となったことから、接客の多い時期であり、市長・副市長の日程調整を含め、通常勤務時間	「実施中」 時間外勤務の削減については、今後、業務見直し、仕事の配分等を考え、特定の職員に負担がかかることのないよう対処します。

	<p>内に事務作業を処理できなかったこと、行啓のため関係機関との調整や準備などにより、昨年度同時期と比較すると2.3倍となっている。今後の業務見直し、仕事の配分等を考え、時間外勤務を削減されたい。</p> <p>管理職員におかれては、時間外業務が特定の職員に負担がかかることのないよう事務分担を平準化されたい。</p>	
企画調整課	<p>(1) 供覧案件をすべて簡易決裁で処理されている簿冊が見受けられたため、文書管理規程に基づき適正な事務処理をされたい。</p> <p>(2) 領収書の書損処理が多く見受けられた。領収書の取扱いについては、適正な公金の取扱いを担保する上で、厳格な管理取扱いが必要なことであり、また、不正防止及び事務の効率化の観点から年度表示や連番管理をするなど適正な事務処理をされたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>供覧を実施すべき案件かどうかを見直した結果、不要な供覧であったためこれを廃止しました。</p> <p>「実施中」</p> <p>領収書については、適正な公金の取扱いを担保する上で厳格な管理取扱いが必要であることを改めて認識し、あらかじめ年度及び連番を付してから使用するよう取扱いを改めるなど、適正な事務処理に努めています。</p>

【環境生活部】

所管課等	監査結果（前期）（指摘事項）	措置状況
市民交流課	<p>(1) 事務補助団体の経理において、現金の長期保管や立替払いなど不適切な処理が見受けられた。盗難の危惧もあり、公務として事務局を担っていることから、公金に準じた事務処理をされたい。</p> <p>(2) 時間外勤務については、地域</p>	<p>「措置済み」</p> <p>現金の長期保管については、受け取った現金は、当日のうちに処理をするよう対応しています。</p> <p>また、立替払いについては、原則、団体等の担当者が事前に申告いただき、資金前渡による対応を行うことにしました。やむを得なく立替払いを行う場合は、その事実が確認できるように適切な事務処理に努めます。</p> <p>「実施中」</p>

	<p>づくり団体全国研修交流会分科会開催、伊勢まつりの新たな業務として警備・消防計画の作成、また、地区みらい会議の説明会等が重なり、昨年度同時期と比較すると1.8倍となっている。今後の業務の見直し、仕事の配分等を考え、時間外勤務を削減されたい。</p> <p>管理職員におかれては、時間外業務が特定の職員に負担がかかることのないよう事務分担を平準化されたい。</p>	<p>時間外増加の要因として、ふるさと未来づくり制度本格稼働に向けての業務や平成26年度に限った事業があったため、来年度はその業務がなくなることから、時間外は減少する見込みです。</p> <p>また、業務の見直しを行うとともに特定の職員に負担がかかることのないよう、各係内で業務を分担するなどの対応に努めています。</p>
戸籍住民課	<p>(1) 支所の文書管理等において、誰が決裁権者か分からない起案文書、起案文書が違う簿冊に綴じられているもの、領収書の書損処理が適正でないもの、納付書の管理方法に不備があるものが見受けられたため、適正な事務処理をされたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>支所の文書管理等において、すべての指摘事項に対し是正しました。今後は適正な事務処理に努めます。</p>
人権政策課	<p>(1) 人権啓発活動推進事業の文書において、收受印や施行日漏れ、決裁、供覧案件を簡易決裁で処理しているものが見受けられたため、文書管理規程に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>指摘を受けた文書について、適正に処理しました。</p> <p>今後、文書管理規程に基づき適正な事務処理を行ってまいります</p>
環境課	<p>(1) 事務補助団体の経理において、立替払いの領収書の宛名に立替者の名前が記載されず、団体名が記載されている。立替払いの事実確認ができない不適切な支出とも思われることから、立替払いの領収書にはその事実が確認できるように適切な事務処理をされたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>やむを得ない場合を除き、立替払いを行わないこととし、今後、立替払いをする際にはその事実が確認できるように適切な事務処理に努めます。</p>

【健康福祉部】

所管課等	監査結果（前期）（指摘事項）	措置状況
医療保険課	<p>(1) 起案文書が違う簿冊に綴じられているもの、字句等の訂正を修</p>	<p>「措置済み」</p> <p>基本的な文書管理事務の知識不足に対</p>

	<p>正液で行っているものなど不適正な事務処理が見受けられたため、適正な事務処理をされたい。</p>	<p>して、改めて課内で文書管理規程を遵守するよう強く指導しました。</p>
介護保険課	<p>(1) 認定調査委員現任者研修会に参加した嘱託員の復命書が作成されていないものがあるため、職員服務規程に基づき適正な事務処理をされたい。</p> <p>(2) 介護用品支給事業において、利用券交付の可否を決定する決裁がなく、また交付決定通知及び不交付決定通知の宛名は対象者を記載し、署名者は市長とすべき案件であるため、適正な事務処理をされたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>研修会に参加した嘱託職員の復命書を作成しました。今後も職員服務規程に基づき適正な事務処理に努めます。</p> <p>「措置済み」</p> <p>利用券交付の可否の決定は必ず決裁をとることとし、交付決定通知、不支給決定通知には、申請日（初めて交付を受ける対象者の場合のみ）、宛名（対象者）を記載し、署名者は市長とすることと改めました。今後も適正な事務処理に努めます。</p>
生活支援課	<p>(1) 領収書において、未記載であるにも関わらず書損となっているものが多数見受けられた。領収書の取扱いについては、適正な公金の取扱いを担保する上で、厳格な管理取扱いが必要なことであり、また、不正防止及び事務の効率の観点から年度表示や連番管理をするなど適正な事務処理をされたい。</p> <p>(2) 長期間使用していない葉書が90枚ある。予算の効率的な執行をされたい。</p> <p>(3) 経理状況報告書に、提出先が明記されていないものや根拠となる通知等が確認できなかったものが散見されたため、適正な事務処理をされたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>領収書の厳格な管理取扱いを徹底し、すべての領収書に年度や連番をナンバリング等で押印して連番管理を徹底し、指摘以降の未記載の書損をなくしました。</p> <p>「措置済み」</p> <p>当課では郵便物はすべて個人情報記載されており、葉書の使用は難しいと考えます。そのため、葉書を購入したときから昨年度まで同一課であった福祉総務課に譲渡し、連絡や通知に使用します。</p> <p>「措置済み」</p> <p>提出先の明記を徹底するとともに、根拠通知等を年度最初の報告起案に添付しました。</p>

	<p>(4) 査察指導簿において、字句の訂正を修正液で行っているものや、復命書において、復命書のカガミが添付されていないもの、不適切な内容が記載されているものが見受けられたため、適正な事務処理をされたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>査察指導簿については字句訂正は修正液で行うのではなく、二重線及び訂正印で修正を行うようにしました。また、復命書については、カガミを添付するとともに不適切な内容を修正しました。</p>
福祉総務課	<p>(1) 事務補助団体の経理において、伝票と現金出納簿及び通帳との不一致、費用弁償の算出根拠が不明確なもの、団体名と口座名義が相違しているものなど不適切な処理が数多く見受けられた。事務補助団体とはいえ公務として事務局を担っていることから、公金に準じた事務処理をされたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>事務補助団体経理については、事務局を当課におき運営に当たっています。今回、改善事項について、次のとおり改善のための措置を講じました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 伝票と現金出納簿及び通帳の不一致については、社会を明るくする運動愛の資金の募金受領日から、入金決裁処理に時間を要し、通帳への入金が遅れていたことから発生したものであり、今後は、現金受領後は速やかに決裁及び入金処理を行うこととします。 2. 費用弁償の算出根拠が不明確なものについては、支出の際、講演講師との打合せに基づく行程、それに伴う交通費積算のための内訳書が添付されていなかったことによるものであり、指摘後、その内訳を添付し不備を是正しました。 3. 団体名と口座名義の相違については、団体の通帳の名義を、団体の主要構成員である別団体の名義のまま使用していたものであり、指摘後、団体名義に訂正をし、是正しました。
こども課	<p>(1) 給食材料の契約単価において、同材料で同業者であっても単価が異なっている事案が見受けられた。価格の妥当性について検討されたい。</p>	<p>「検討中」</p> <p>同材料で同業者であっても単価が異なっている事案については、食材によっては地域を分けて入札を行なっていることから、同一業者が地域によって異なる単価で入札し、落札したものであります。各施設が同単価となるよう可能な限り地域を分</p>

	<p>(2) 保育所の主食費において、通帳の出金日と領収日に相違があるものや、口座が開設されないまま所内での長期間にわたる現金の保管が見受けられた。盗難の危惧もあるため、適正な事務処理をされたい。</p>	<p>けずに一括して入札することにより、同一食材で契約単価が異なることのないようにしてまいります。</p> <p>「措置済み」 通帳からの出金後、速やかに支払うよう各保育所に徹底しました。</p> <p>また、通帳で管理をしていない保育所については、口座を開設し、通帳で管理していくよう改めました。</p>
高齢・障がい福祉課	<p>(1) 部長決裁である起案が課長決裁として処理されているものが見受けられた。事務決裁規程を遵守されたい。</p>	<p>「措置済み」 指摘のあった文書につきましては、部長に説明の上、改めて決裁を得ました。</p> <p>また、事務決裁規程を課内で回覧して再確認をすることにより、再発防止に努めました。</p>

【産業観光部】

所管課等	監査結果（前期）（指摘事項）	措置状況
商工労政課	<p>(1) 労働福祉会館の受付事務等の委託において、仕様書に毎月末ごとに委託料の請求ができることあるが、実際には毎月 25 日締めになっている。仕様書との整合を図られたい。</p> <p>(2) 伊勢志摩総合卸売市場経営安定資金貸付について、本来あるべき事務処理手続きがなされていない点が見受けられたため、今後は留意されたい。</p> <p>(3) サンライフの指定管理において、基本協定書に定める四半期報告が指定管理者から提出されておらず、毎月の報告書も供覧するなどの文書処理がされていないため、指定管理者の適正な管理をされたい。</p>	<p>「実施中」 毎月の委託料の締めと仕様書が整合するよう仕様書の見直しを行ないます。</p> <p>「実施中」 今般のご指摘を踏まえて、今後は要綱等に基づいた適正な事務処理に努めます。</p> <p>「措置済み」 四半期報告を指定管理者から提出させることとし、毎月の報告書、四半期報告ともに供覧による文書処理を行うようにしました。</p>

<p>農林水産課</p>	<p>(1) 農業体験実施に伴うバス借上げにおいて、一括発注が可能であるにもかかわらず、10万円未満に分割して発注している。経費の抑制、価格の妥当性、公正性、事務の効率化を念頭において、契約規則及び平成25年5月28日付け管財契約課長通知の「平成25年度入札・契約制度の改定及び随意契約の取扱いについて（通知）」に基づき、適正な事務処理をされたい。</p> <p>(2) 事務補助団体の経理において、収入の伝票がないもの、立替払いの中に事実確認ができない支出が認められた。立替払いの領収書にはその事実が確認できるように明示されたい。事務補助団体とはいえ公務として事務局を担っていることから、公金に準じた事務処理をされたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>稲作体験の体験日については、協力農家の本業である農業に支障の無い日程で行いますが、その年の気候・天候、稲の生育状況によって農作業の進捗状況が読めず、ある程度日が近づかないと決定することができません。</p> <p>さらに、体験日の決定後、新年度に入って早々に体験希望小学校を募集し、希望のあった校数及び人数、各学校とのスケジュール調整、市マイクロバスの予約台数等の全てを考慮し借上げバスの必要台数と行程を決定しています。</p> <p>これらのことから、稲作体験におけるバス借上げについては、オープンビットによる業者選定では、市の入札スケジュールに合わせた対応が難しいため、地方自治法施行令第167条2第1項第5号の規定に基づき、随意契約にて業者選定を行っていきます。</p> <p>上記の内容については管財契約課と協議した結果決定しました。</p> <p>なお、契約に当たっては、春の田植え体験分と秋の収穫体験分の2本に分け、それぞれ必要な台数をまとめて契約することとします。</p> <p>「措置済み」</p> <p>事務補助団体「伊勢市土地改良区連絡協議会」の経理に関し、立替払い時の収支伝票の不備をご指摘いただきましたが、その後、領収書と立替払いの事実確認に基づき、伝票の事実内容の明示、是正を行いました。</p> <p>今後は、全ての公務において、公金を取り扱う責務を意識し、適正な事務処理を行います。</p>
--------------	---	---

	<p>(3)伊勢市二見地域農産物等活用型総合交流促進施設(「民話の駅蘇民」)(「しょうぶ園」)の指定管理において、基本協定書に定める四半期報告が指定管理者から提出されていないものがあるため、指定管理者の適正な管理をされたい。</p> <p>また、しょうぶ園は、見頃となる季節に入園が集中するが、維持経費も考慮すると存続の是非について検討される施設とも思われるため、入場者数の調査をされたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>ご指摘いただきました件ですが、早急に基本協定書(条項内容)を確認し、指定管理者へ適正な管理業務を遂行していただくよう通知し、四半期毎の業務報告書(上半期分)の報告を受けました。</p> <p>今後は、指定管理者との基本協定内容を再確認し、適宜指導を行うことで、施設の適正な維持管理を図っていきます。</p> <p>また、当該施設における維持管理経費の大半が「しょうぶ園」に要していることから、指定管理施設としての存続是非の検討を、と意見をいただきましたが、当該施設が地元地域活性化を目的として「民話の駅蘇民」との併設による運営を継続してきた生い立ちを思慮すると、費用対効果の視点から「しょうぶ園」を切り離す考えは現在ございません。</p> <p>なお、現状では「しょうぶ園」入場者数の把握が困難な状況ですが、次年度以降、入場者の動向等、統計調査ができるよう、また、しょうぶの時期以外でも、市民の憩いの空間となるよう指定管理者と協議していきます。</p>
観光企画課	<p>(1)事務補助団体において、伝票の決裁者が不適切なものや、パンフレット作成の起案において特命理由が未記載となっており、検収調書が添付されていないもの、会議の結果報告が作成されていないものなどが見受けられたため、適正な事務処理をされたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>ご指摘いただいた項目につきましては、全て是正し、監査委員事務局に報告済みです。</p>
観光事業課	<p>(1)事務補助団体の事務処理において、伝票、現金出納帳及び通帳の不一致、立替払いなど不適切な支出が見受けられた。事務補助団体とはいえ公務として事務局を担っていることから、公金に準じた事務処理</p>	<p>「措置済み」</p> <p>伝票、現金出納帳及び通帳の突合が容易に確認できるよう事務処理を行い、立替払いは公金に準じ、資金前渡で処理するよう見直しを行いました。</p> <p>通帳残高と諸帳簿等の照合検査の体制</p>

	<p>をされたい。また、通帳残高と諸帳簿等の照合検査を担当者以外の職員が定期的実施するなど適正な事務処理をされたい。</p> <p>(2)前渡資金が長期間精算されていないものが見受けられたため、会計規則に基づき、適正な事務処理をされたい。</p>	<p>も担当者以外の職員が定期的実施するよう見直しを行いました。</p> <p>「実施中」 前渡資金は、完了後速やかに精算処理をし、会計規則に基づき適正な事務処理を行います。</p>
--	---	---

【御菌総合支所】

所管課等	監査結果（前期）（指摘事項）	措置状況
地域振興課	<p>(1)事務補助団体の事務処理において、会議の結果報告がされていないもの、簿冊に起案と資料が整理されずに綴じられているものが見受けられたため、適正な事務処理をされたい。</p> <p>(2)防犯灯事業補助金交付の事務処理において、交付申請を供覧してから交付決定を行っており、また、事業報告書を供覧してから交付確定の決裁を行っている。事務の迅速化、省力化を図るためにもそれぞれの供覧は省略されたい。</p>	<p>「措置済み」 報告漏れのあった会議概要の起案処理を行い、簿冊から資料の整理をしました。</p> <p>「措置済み」 余分な供覧を省略し、事務処理の効率化を行いました。</p>

【市立伊勢総合病院】

所管課等	監査結果（前期）（指摘事項）	措置状況
総務課	<p>(1)先進地視察や研修会等で体感して得た知識や患者ニーズの動向などの記録は、新病院建設事業や既存事業の見直しに貴重な資料として役立つものと思われるが、復命書が作成されていないものが散見され、資料の添付がないもの、出張者の印漏れなども見受けられた。病院企業職員就業規程に基づき、適正な</p>	<p>「措置済み」 作成が漏れていた復命書については、作成するとともに、復命書の作成を徹底するよう周知しました。</p> <p>ただし、医療部における医学学会への出張などは、復命書もしくは診療各科内のカンファレンス等において内容報告をすることとしています。</p>

経営企画室	事務処理をされたい。 (2) 契約の決裁において、決裁日及び施行日が契約締結日以降の日付になっているものや、履行確認日以降の日付になっているものが見受けられたため、適正な事務処理をされたい。	「措置済み」 決裁日及び施行日の記入誤りを、修正するとともに、今後、同様の誤りをしないよう記入の際に注意を払うように指示しました。
-------	--	--

【監査委員事務局】

所管課等	監査結果（前期）（指摘事項）	措置状況
監査委員事務局	(1) 県外出張等の復命書が作成されていないものが見受けられたため、職員服務規程に基づき適正な事務処理をされたい。	「措置済み」 未作成の復命書については、規定の書式により作成しました。 今後は、伊勢市職員服務規程に基づき適正な事務処理を行ってまいります。

【農業委員会事務局】

所管課等	監査結果（前期）（指摘事項）	措置状況
農業委員会事務局	(1) 各種申請書への收受印漏れや、決裁案件を簡易決裁で処理しているものが見受けられたため、文書管理規程に基づき適正な事務処理をされたい。 (2) 前渡資金が長時間精算されていないものが見受けられたため、会計規則に基づき適正な事務処理をされたい。	「措置済み」 申請書を受け付けた際に收受印を押す、決裁案件に簡易決裁は使わないなど、文書管理規程に基づき処理いたします。 「措置済み」 様式区分を誤らないように気をつけ、会計規則に基づき処理いたします。

【選挙管理委員会事務局】

所管課等	監査結果（前期）（指摘事項）	措置状況
選挙管理委員会事務局	(1) 農業委員会委員選挙の簿冊において、決裁案件を簡易決裁で処理しているものが見受けられたため、文書管理規程に基づき適正な事務処理をされたい。	「措置済み」 決裁案件については、伊勢市文書管理規程第16条に基づき、文書管理システムによる起案用紙を用いて起案しています。